

兵庫県公報

令和3年6月15日 火曜日 第216号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

	ページ
○ クリーニング師研修等の指定（生活衛生課）	1
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	3
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	5
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	5
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	6
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	7
○ 神戸国際港都建設道路事業の認可（道路街路課）	7
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	8
○ 兵庫県営住宅退去者滞納家賃の収納事務の委託（住宅管理課）	8
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	9

公 告

○ 入札公告（システム企画課）	9
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	13
○ 同 上（丹波県民局）	13

告 示

兵庫県告示第658号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師研修及び業務従事者に対する講習を次のとおり指定する。

令和3年6月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 主催者の名称及び所在地
名 称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
所在地 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
名 称 公益財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター
所在地 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター5階
- 日程、会場等
(1) 研修

開催年月日	会場名	所在地	予定人員
令和3年7月20日(火)	複合型交流拠点ウィズあかし	明石市東仲ノ町6-1 アスピア明石北館7階	40人
同 月30日(金)	豊岡市民会館	豊岡市立野町20-34	50人

令和3年8月6日(金)	J A丹波ささやま 丹波広域農業研修センター	篠山市大沢438-1	20人
同 月24日(火)	姫路市市民会館	姫路市総社本町112	40人
同 月29日(日)	同 上	同 上	40人
令和3年9月16日(木)	尼崎市総合文化センター	尼崎市昭和通2丁目7-16	50人
同 年11月21日(日)	兵庫県中央労働センター	神戸市中央区下山路通6-3-28	60人

(2) 講習

開催年月日	会場名	所在地	予定人員
令和3年9月9日(木)	複合型交流拠点ウィズあかし	明石市東仲ノ町6-1 アスピア明石北館7階	30人
同 月29日(水)	尼崎市総合文化センター	尼崎市昭和通2丁目7-16	30人
令和3年11月4日(木)	J A丹波ささやま 丹波広域農業研修センター	篠山市大沢438-1	20人
同 月30日(火)	兵庫県中央労働センター	神戸市中央区下山路通6-3-28	50人

4 科目及び時間数

(1) 研修

研修科目	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	1.0時間	0.5時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1.0時間	1.0時間
洗濯物の処理	1.0時間	1.0時間
繊維及び繊維製品	1.0時間	1.0時間
レポート	有	有
計	4.0時間	3.5時間

(2) 講習

講習科目	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	1.0時間	0.5時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1.0時間	1.0時間
洗濯物の処理	1.0時間	1.0時間
繊維及び繊維製品	1.0時間	1.0時間
レポート	有	有
計	4.0時間	3.5時間

5 受講料

研修受講料 5,000円

講習受講料 4,500円

6 受講についての問合せ先

公益財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター

電話 (078) 361—8097

兵庫県告示第659号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和3年6月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

蛸草土地改良区

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	増 田 利 一	加西市畑町1496番地の40

兵庫県告示第660号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和3年6月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

中筋新川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	由 良 嘉 巳	豊岡市引野946番地
同	大 字 勝 美	同 市清冷寺1596番地
同	西 村 文 男	同 市中郷1550番地
同	由 良 忠 生	同 市引野94番地
同	森 本 陸 夫	同 市日高町上郷906番地
同	和 田 政 幸	同 市土淵553番地
同	稲 葉 要	同 市加陽1124番地
同	西 村 裕 文	同 市伏364番地
同	奥 成 貢	同 市今森191番地の1
監 事	村 岡 峰 男	同 市八社宮46番地の4
同	今 井 悟	同 市中郷469番地
同	小 西 與 一	同 市加陽467番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	森 垣 義 樹	豊岡市引野156番地の1
同	安 達 哲 也	同 市加陽944番地の3
同	木 村 吉 晴	同 市引野104番地
同	小 西 由紀夫	同 市加陽875番地
同	村 岡 峰 男	同 市八社宮46番地の4
同	小 山 茂	同 市日高町上郷438番地
同	石 田 敏 三	同 市伏225番地の3
同	武 中 和 則	同 市土淵670番地
同	森 本 和 仁	同 市中郷1665番地
同	森 脇 浩 一	同 市今森275番地の2
監 事	今 井 悟	同 市中郷469番地
同	太 田 忠	同 市清冷寺1442番地
同	池 田 和 彦	同 市引野759番地の2

小坂西部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	廣 井 昌 利	豊岡市出石町鳥居603番地の2
同	吉 谷 正 己	同 市出石町森井53番地
同	多 田 英 世	同 市出石町丸中195番地
同	立 脇 芳 美	同 市出石町大谷410番地の2
同	平 野 石 三	同 市出石町大谷690番地
同	船 木 勝 弘	同 市出石町三木394番地
同	國 下 稔 彦	同 市出石町片間495番地
同	水 嶋 一 清	同 市出石町伊豆622番地
同	岡 田 幸 雄	同 市出石町福居684番地
同	船 越 五 男	同 市出石町嶋857番地
同	西 浦 丈 太郎	同 市加陽1135番地
同	小 西 敏 彦	同 市加陽902番地の1
監 事	野 村 伊 徳	同 市出石町鳥居675番地の1
同	川 崎 重 雄	同 市出石町三木782番地の1
同	中 嶋 幾 夫	同 市出石町片間485番地
同	井 崎 和 義	同 市出石町伊豆54番地の5

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	谷 口 晃	豊岡市出石町鳥居799番地の1
同	坪 井 達 也	同 市出石町森井117番地
同	多 田 英 世	同 市出石町丸中195番地
同	立 脇 芳 美	同 市出石町大谷410番地の2
同	平 野 石 三	同 市出石町大谷690番地
同	中 和 薫	同 市出石町三木145番地
同	吉 谷 直 晃	同 市出石町片間11番地の5
同	水 嶋 一 清	同 市出石町伊豆622番地
同	岡 田 幸 雄	同 市出石町福居684番地
同	堀 本 肇	同 市出石町嶋88番地の1
同	池 畑 春 之	同 市加陽1045番地
同	黒 坂 勝 則	同 市加陽883番地
監 事	野 村 伊 徳	同 市出石町鳥居675番地の1
同	國 下 透	同 市出石町片間72番地の7
同	井 崎 和 義	同 市出石町伊豆54番地の5
同	船 木 勝 弘	同 市出石町三木394番地
同	水 島 義 明	同 市出石町宮内1192番地

南淡南部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	池 田 敏 男	南あわじ市阿万西町333番地
同	廻 角 正 英	同 市阿万塩屋町26番地2
同	川 原 周 二	同 市阿万下町371番地
同	宮 本 眞 次	同 市阿万上町292番地
同	園 生 明 広	同 市阿万上町1481番地
同	大 石 清 隆	同 市阿万上町18番地
同	倉 本 立 夫	同 市阿万下町73番地
同	江 本 文 明	同 市阿万下町460番地
同	佐 野 和 史	同 市阿万塩屋町2183番地
同	折 口 博	同 市阿万塩屋町1064番地
同	江 本 弘 幸	同 市阿万塩屋町1004番地

同	木下 頼 斂	同	市阿万塩屋町720番地2
同	阿部 千 晃	同	市阿万吹上町681番地
同	阿部 洋 祐	同	市阿万吹上町757番地
同	濱崎 昌 弘	同	市阿万西町425番地
同	楠木 有 三	同	市阿万東町1182番地
同	藤本 逸 雄	同	市阿万東町1477番地
監事	阿部 計 一	同	市阿万吹上町1246番地1
同	金 一 吉 彦	同	市阿万上町373番地1

就任役員

役員区分

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監事

同

氏名

廻角 正 英

川原 周 二

宮本 眞 次

金 一 輝 彦

榎本 章 二

江本 一 也

狭間 均

岡本 千 明

江本 弘 幸

東中 克 之

木下 頼 斂

阿部 洋 祐

阿部 千 晃

阿部 直 司

藤本 茂

岡本 育 大

榎本 朋 之

藤本 富 雄

阿部 計 一

濱崎 昌 弘

住所

南あわじ市阿万塩屋町26番地2

同 市阿万下町371番地

同 市阿万上町292番地

同 市阿万上町321番地

同 市阿万上町152番地

同 市阿万下町299番地2

同 市阿万下町299番地1

同 市阿万塩屋町2014番地

同 市阿万塩屋町1004番地

同 市阿万塩屋町759番地9

同 市阿万塩屋町720番地2

同 市阿万吹上町757番地

同 市阿万吹上町681番地

同 市阿万吹上町30番地1

同 市阿万西町370番地

同 市阿万西町232番地1

同 市阿万東町1145番地

同 市阿万東町1198番地

同 市阿万吹上町1246番地1

同 市阿万西町425番地

兵庫県告示第661号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和3年6月15日

兵庫県知事 井戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市松本土改良区	令和3年5月6日

兵庫県告示第662号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

令和3年6月15日

兵庫県知事 井戸 敏 三

下内膳土地改良区

氏名 住所

出店 利彦 洲本市下内膳439番地

瀧口 初美 同 市下内膳960番地

安倍 勝 同 市下内膳495番地
井手 久弘 同 市下内膳415番地1
出店 裕司 同 市下内膳1番地

~~~~~

### 兵庫県告示第663号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年6月15日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
多可郡多可町八千代区大和字桑坂1889の18、1889の19、1889の22、1889の23
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字桑坂1889の19・1889の23（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第664号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月15日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年5月19日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
佐用町真宗地内

~~~~~

### 兵庫県告示第665号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月15日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間  
令和3年5月17日から同年7月31日まで
- 3 作業地域

西宮市熊野町地内

兵庫県告示第666号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間  
令和3年5月24日から同年7月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市上大市四丁目地内

兵庫県告示第667号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、市川町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間  
令和3年6月1日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域  
市川町の一部

兵庫県告示第668号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、伊丹市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年6月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（デジタル撮影）
- 2 作業期間  
令和2年7月31日から令和3年2月22日まで
- 3 作業地域  
伊丹市全域

兵庫県告示第669号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和3年6月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
8.7.25号 三宮駅地下線

- 3 事業施行期間  
令和3年6月15日から令和6年3月31日まで

- 4 事業地  
(1) 収用の部分  
神戸市中央区雲井通8丁目及び加納町5丁目地内  
(2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第670号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、令和3年6月15日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月15日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                         |    |                  |              |           |
|--------------|-----------------------------------------------|----|------------------|--------------|-----------|
|              | 区間                                            | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考        |
| 国道<br>2号     | 加古川市平岡町土山字萬雑場1224番1から<br>同 市平岡町土山字萬雑場1224番6まで | 旧  | 10.0から<br>14.0まで | 18.0         |           |
|              |                                               | 新  | 13.0から<br>15.0まで | 18.0         | 一部<br>予定地 |
| 県道<br>宗佐土山線  | 明石市魚住町清水字追越2190番3から<br>加古川市平岡町土山字萬雑場1223番1まで  | 旧  | 9.0から<br>9.0まで   | 31.0         |           |
|              |                                               | 新  | 13.0から<br>13.0まで | 31.0         | 一部<br>予定地 |



**兵庫県告示第671号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり兵庫県営住宅退去者滞納家賃の収納事務を委託した。

令和3年6月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 委託した歳入の名称  
兵庫県営住宅家賃
- 2 委託した事務の範囲  
兵庫県営住宅の退去者に係る滞納家賃の収納事務
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名  
(1) 東京都港区芝浦三丁目16番20号  
ニッテレ債権回収株式会社 代表取締役 小林 英利  
(2) 東京都港区芝浦三丁目16番20号  
NTS総合弁護士法人 代表社員 櫻井 宏平
- 4 委託年月日  
令和3年4月1日
- 5 収納の方法  
(1) 収納受託者は、兵庫県営住宅家賃の収納をするときは、その権限があることを示す委託証明書（出張して収納するときは身分証票）を納入義務者に示すものとする。

- (2) 収納受託者は、兵庫県営住宅家賃を収納したときは、納入義務者に領収書を交付するものとする。
- (3) 収納受託者は、収納した現金を一月分まとめて、翌月20日までに、県が発行する納付書により指定金融機関又は指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込むものとする。



**兵庫県告示第672号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和3年6月15日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指定番号              | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置                         | 幅員<br>(メートル)   | 延長<br>(メートル)  |
|-------------------|------------------|----------------------------|----------------|---------------|
| 第R02淡路位置<br>0011号 | 3.6.2            | 洲本市物部一丁目556番1の一部、197番11の一部 | 5.0~6.0<br>6.0 | 10.0<br>35.35 |

**公 告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年6月15日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達物品及び数量  
兵庫県庁WANシステム管理ソフト等一式
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品等の入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間  
令和4年1月1日（土）から令和8年12月31日（木）まで
- (4) 納入場所  
兵庫県庁第3号館13階サーバ室 他
- (5) 応募方法  
単独企業によるものとする。
- (6) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

**2 一般競争入札参加資格**

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁第3号館12階  
兵庫県企画県民部科学情報局システム企画課  
電話 (078) 341-7711 内線2250 FAX (078) 362-3931
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和3年6月16日(水)から同月29日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
令和3年7月28日(水) 午前11時 兵庫県庁第3号館8階会議室
- (4) 入札書等の提出期限  
上記(3)の入札及び開札の日時に直接入札書を提出すること。ただし、郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和3年7月27日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
  - ア 受付期間  
令和3年6月16日(水)から同年7月13日(火)まで(持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)
  - イ 受付場所  
前記3(1)に同じ。
  - ウ 提出書類
    - (7) 事前協議申込書
    - (4) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等
  - エ 提出方法  
電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。
  - オ 確認の結果  
令和3年7月21日(水)午後5時までに通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年7月26日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札に関する条件
  - ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。
  - イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和3年8月13日(金)までであること。

- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。  
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Ido Toshizo, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be procured:

1 set of Hyogo Prefectural Government WAN system management software (leasing contract)

(3) Lease period: January 1, 2022—December 31, 2026

(4) Delivery location:

Server room on the 13F of the Hyogo Prefectural Government Building No.3 and other locations

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 June 29, 2021

(6) Deadline for tender:

11:00 July 28, 2021 by direct delivery

17:00 July 27, 2021 by mail

(7) Office to contact concerning the notice:

System Administration Division, Civil Policy Planning and Administration Department,

Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 2250

~~~~~

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和3年6月15日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 マックスバリュ熊見店
 所在地 姫路市勝原区熊見字西ノホダ82—1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2—15	松本 忠久
株式会社万富	揖保郡太子町糸井296番地の2	寺田 博俊

 外1者
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗 章男
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2—15	松本 忠久
株式会社万富	揖保郡太子町糸井296番地の2	寺田 博俊

 外1者
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2—15	松本 忠久
株式会社万富	揖保郡太子町糸井296番地の2	寺田 博俊

 外1者
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗 章男
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2—15	松本 忠久
サムシング日栄株式会社	姫路市飾磨区今在家七丁目99番地	溝内 弘

 外1者
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2—15	松本 忠久
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 映治

 外1者
- 4 変更年月日
 令和元年9月10日ほか
- 5 届出年月日
 令和3年5月14日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
 令和3年6月15日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 令和3年10月15日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年6月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市伊保三丁目606番、625番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市阿弥陀町魚橋1016番地の1
有限会社大成住建 代表取締役 段畑幸彦
- 3 許可年月日及び許可番号
令和2年12月23日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-28号（2高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年6月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
丹波市春日町野村1351番、1354番1、1979番2、1981番1、1983番1、1984番、1989番1、1990番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
丹波市春日町黒井391番地
荻野建設株式会社 代表取締役 荻野憲夫
- 3 許可年月日及び許可番号
令和2年10月27日
兵庫県指令丹波（丹土）（建）第1-3-2号（2丹波）